

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 河川整備計画の主旨

「^{しょうがわ}庄川水系河川整備計画（大臣管理区間）」（以下、本計画）は、河川法の三つの目的、

- 1)洪水、高潮等による災害発生防止
- 2)河川の適正利用と流水の正常な機能の維持
- 3)河川環境の整備と保全

が総合的に達成できるよう、河川法第16条に基づき、平成19年7月に策定された「庄川水系河川整備基本方針」に沿って、河川法第16条の二に基づき、当面実施する河川工事の目的、種類、場所等の具体的事項を示す法定計画を定めるものです。

本計画を基に、洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう河川等の整備を図ります。また、アユをはじめとする多くの魚類を育む庄川の自然豊かな環境と河川景観を保全、継承するとともに、地域の個性と活力、庄川の歴史や文化が実感できる川づくりを目指すため、関係機関や地域住民と共通の認識を持ち連携を強化しながら、治水、利水、環境に関わる施策を総合的に展開していきます。

第2節 河川整備の基本理念

庄川水系河川整備計画では以下を基本理念とし、「川づくり」に取り組みます。

「人々の暮らしと産業に恩恵をもたらし、地域の歴史、文化を育んできた庄川との関わりを再認識し、新たな治水の歴史を刻むとともに“アユ跳ねる庄川”を次世代に継承していく」



庄川を下流より望む

第3節 計画対象区間

流域や洪水の氾濫域、庄川の水の恩恵が及ぶ地域を対象エリアとして課題を抽出し、下記に示す国土交通大臣が河川管理を行っている区間を本計画の河川整備実施区間とします。

表 1-1 庄川水系大臣管理区間

河川名	区間		延長 (km)	総延長 (km)
	上流端	下流端		
庄川	富山県砺波市庄川町大字金屋字小川原 921番地先の庄川用水合口堰堤	河口	26.1	33.0
利賀川	(左岸) 富山県南砺市利賀村細島字宮平 345番地先 (右岸) 富山県南砺市利賀村同大字川向 25番地先	(左岸) 富山県南砺市利賀村草嶺字向 山3番4地先 (右岸) 富山県南砺市利賀村同大字 南山5番2地先	6.9	

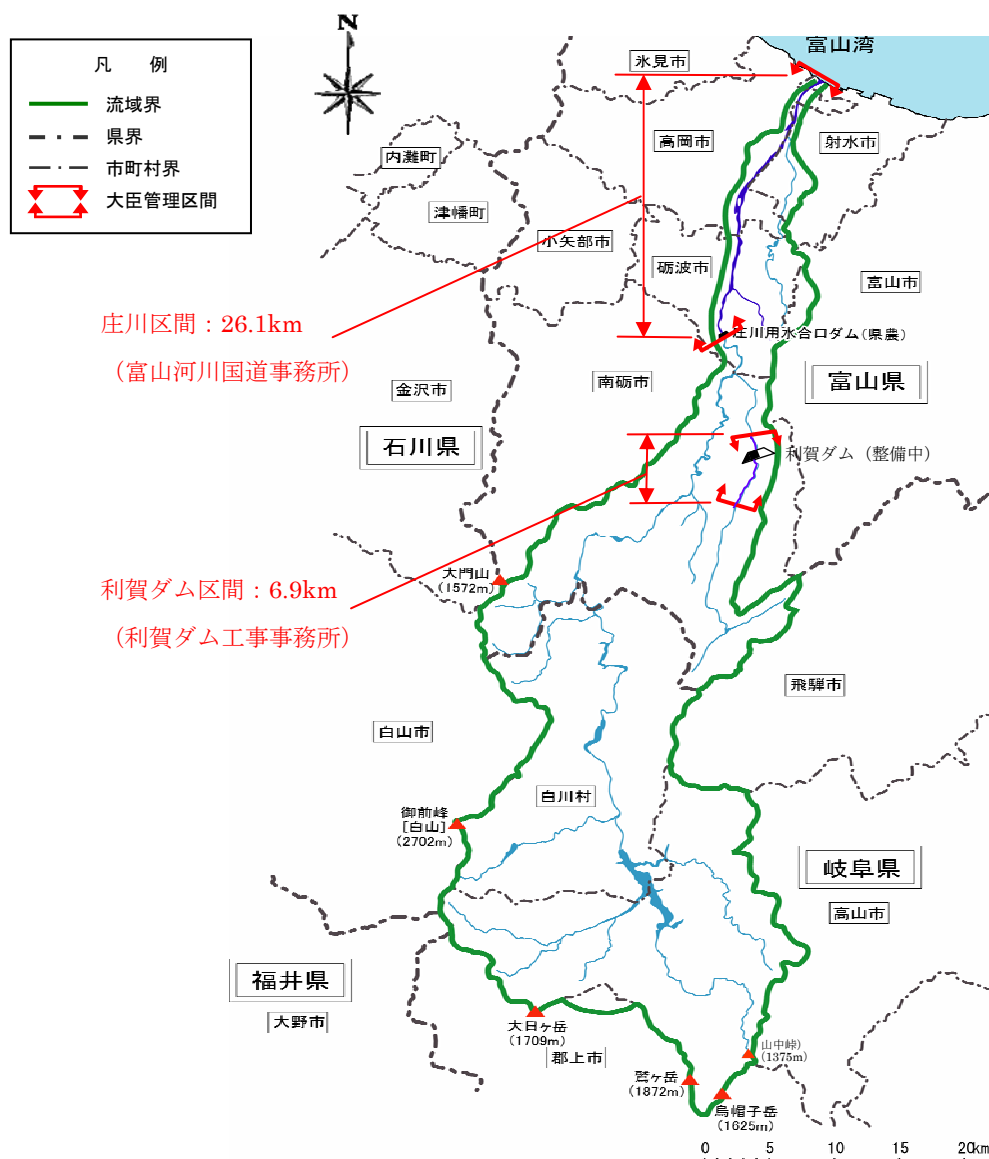


図 1-1 計画対象区間

第4節 計画対象期間

本計画は、庄川水系河川整備基本方針に基づいた河川整備の当面の目標であり、その対象期間は、概ね30年間とします。

なお、本計画は、現時点での社会経済状況、自然環境状況、河道状況等を前提として策定したものであり、策定後、これらの状況の変化や、新たな知見、技術の進歩等により、必要に応じて適宜本計画の見直しを行います。